

日本健康太極拳協会 宮城県支部規約 2018年6月10日改正

(名 称)

第1条 この会は、日本健康太極拳協会宮城県支部（以下、支部という）と称する。

(目 的)

第2条 支部の目的は、次のとおりとする。

- (1) 八段錦・太極拳の普及・向上を期して同心協力すること。
- (2) 八段錦・太極拳を通じ、健康の増進と自己の練磨に努めるとともに、
会員・教室相互の緊密な結びつきと親睦を図ること。

(事 業)

第3条 支部は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 理論と実技の講習会 (会員・教室を対象とする交流会・研修会・講演会等を含む)
- (2) 支部会報「太極みやぎ」の発行
- (3) 会員に対する慶弔 (4) 教室担当者連絡会の開催
- (5) 支部ホームページの管理 (6) その他 必要と認めた事業

(会 員)

第4条 八段錦・太極拳を愛好する者で、第2条の目的に賛同し、別に定められた会費を納入した者を支部会員とする。

(役 員)

第5条 支部に次の役員を置く。

- | | | | |
|---------|-----|----------|-----|
| (1) 支部長 | 1名 | (2) 副支部長 | 若干名 |
| (3) 理事 | 若干名 | (4) 監事 | 2名 |

(顧 問)

第6条 支部に支部長の諮問機関として顧問を置くことができる。

2. 顧問は、理事会で推薦された者とし、支部長が委嘱する。

(役員を選任)

第7条 理事及び監事は、総会において選任し、支部長・副支部長は、理事の互選とする。

2. 理事及び監事は、相互にかねることはできない。

(役員職務)

第8条 支部長は、支部を統括し、支部を代表する。

2. 副支部長は、支部長を補佐し、支部長に事故あるときは、予め支部長が認めた順序で、その職務を代行する。
3. 理事は、理事会を構成し、支部の必要な事項を決定し、執行する。
4. 監事は、業務及び経理を監査する。

(役員任期)

第9条 役員任期、2年とする。ただし、補欠又は増員により選任された役員任期は、前任者(又は現任者)の残任期間とする。

2. 役員は、再任されることできる。

(会議)

第10条 会議は、総会、理事会とする。

2. 総会は毎年1回以上開き、理事会は随時開き、支部の重要事項を協議する。

(構成)

第11条 総会は、支部会員をもって構成する。

2. 理事会は、理事をもって構成する。

(権限)

第12条 総会は、次の事項を決議する。

- | | |
|----------------|----------------|
| (1) 規約の変更 | (2) 事業計画及び収支予算 |
| (3) 事業報告及び収支決算 | (4) 役員選任 |
| (5) 会費の額 | (6) その他 重要な事項 |

2. 理事会は、次の事項を決議する。

- | | |
|--------------------------------------|-------------|
| (1) 総会の決議した事項の執行に関する事項 | |
| (2) 総会に付議すべき事項 | (3) 支部会員の提案 |
| (4) <u>第3条の事業を遂行するために必要な事項</u> | |
| <u>(5) その他 総会の決議を要しない会務の執行に関する事項</u> | |

3. 理事会は、その下部機関として事務局、会計及び次の委員会を設置することができる。

- | | | | |
|-------------------------------|------------------|------------------|------------------|
| <u>(1) 総務企画委員会</u> | <u>(2) 組織委員会</u> | <u>(3) 広報委員会</u> | <u>(4) 研修委員会</u> |
| <u>(5) その他 支部の事業遂行に必要な委員会</u> | | | |

4. 理事会は、必要に応じて、第3項の委員会の委員として理事以外の者を推薦し、支部長がこれを任命することができるものとする。

(招集)

第13条 会議は、支部長が招集する。

2. 会議を招集する場合は、構成員に対して会議の目的たる事項、日時及び場所を記載した書面を少なくとも開催前に通知しなければならない。ただし、支部長が緊急に理事会を開催する必要があると認めるときは、この限りではない。

(議長)

第14条 総会の議長は、その総会において出席支部会員の中から選任する。

2. 理事会の議長は、支部長がこれにあたる。

(定足数)

第15条 会議は、総会においては支部会員、理事会においては理事の1/2以上の出席がなければ開催することができない。

(決 議)

第 16 条 総会の議事は、出席支部会員の過半数をもって決する。

2. 理事会の議事は、理事の過半数をもって決する。

3. 可否同数のときは、議長がこれを決する。

(書面表決等)

第 17 条 止むを得ない理由のため、会議に出席できない支部会員及び理事は、
予め通知された事項について書面をもって表決し、又は他の構成員を代理人として
表決を委任することができる。この場合において、前 2 条の規定の適用については、
会議に出席したものとみなす。

(議事録)

第 18 条 すべての会議には、議事録を作成し、議長及び出席者代表 2 名以上が署名（又は
記名捺印）する。

(総会の決定事項)

第 19 条 総会の決定事項は、支部会員に連絡する。

(会計年度)

第 20 条 支部の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 3 1 日に終わる。

(事務所)

第 21 条 支部の事務所は、支部長宅におく。

付 則

2002 年（平成 14 年）11 月 23 日制定。

この規約は、2002 年 12 月 1 日から施行する。

2016 年（平成 28 年）6 月 19 日改定。（ _____ 部分）

この改定は、2016 年 6 月 19 日から実施する。

2018 年（平成 30 年）6 月 10 日改定。（ _____ 部分）

この改定は、2018 年 6 月 10 日から実施する。

宮 城 県 支 部 会 費 規 約

(会 費)

第 1 条 会員の会費は、年額 1,000 円とする。

(臨時会費)

第 2 条 臨時に資金が必要とするときは、臨時会費を集めることができる。

(会費の納入)

第 3 条 会費の納入は年 1 回とし、毎年度 4 月末日までに納入する。ただし、年の途中で
入会する会員は、9 月までは 1,000 円、10 月以降は 500 円とする。

付 則

この規約は、2002 年（平成 14 年）12 月 1 日から施行する。